

答 申 第 1 0 3 号  
平成28年 9 月 7 日  
(諮問公第119号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が不開示とした情報のうち、「平成〇年及び平成〇年の鹿児島県精神医療審査会委員名簿」の「会長氏名記載欄の項目名」は開示すべきであるが、その他の部分は不開示が妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成27年3月27日付けで、「平成〇年及び平成〇年の鹿児島県精神医療審査会委員名簿 特に当方からの事情聴取委員名」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成27年4月28日付け精保第25号で、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成27年6月23日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件処分を取消して、全部開示決定されるとの決定を求めるというものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 非開示決定が理由附記の要件を欠き違法である。判例としては、最高裁平四（行ツ）第48号、警視庁情報非開示決定、処分取消訴訟事件、平4・12・10第1小法廷判決がある。

開示しない部分及び開示しない理由・該当条項は全て違法且つ不当である。条例第7条第1項ただし書きア・イ・ウに該当し、更に条例第8条第2項1号・6号にも該当して全部開示される性質の物である。

ただし書きについても「同号ただし書きのいずれにも該当しない。」と明記されていて、説明責任を果たしてなく、公文書の非開示決定が理由附記の要件を欠き違法である。

イ 法令の規定により又は慣行として、公にされ、又は公にすることが予定されている情報は、開示の対象となるとのことで、この慣行とは、慣習法に至らずとも、事実上

の慣習、慣行で足りるとの大阪地判平成16年4月15日、「公にする」とは、何人に対しても等しく公開するとの意味である旨で大阪地判平成20年1月16日。

ウ 公益上の義務的開示情報として、人の生命、健康、生活又財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報は、開示の対象となるとの事で東京地判平成15年10月31日最高裁HPがある。

エ 公務員の職及び職務遂行情報に関して、当該個人が公務員である場合で、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は、開示対象となるとの事で「職務の遂行に係る情報」とは、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報をいう、東京地判平成22年4月23日、更に本条のような規定がない情報公開条例においても、公務員の職務情報は、私事に関する情報を除き、開示の対象になる（最三小判平成15年11月11日、内容は会議等の出席情報）、最三小判平成16年2月24日（懇談会等出席情報）等がある。

オ ○○病院を退院（平成○年○月○日）直後は、食事の際等手が震えて箸もうまく使えず、介護用の専用箸を購入して使用していた関係から、○○市より平成○年○月○日に要介護4の介護保険証の交付を受けている。

平成○年○月○日医療法人○○クリニック○○医師より、○○病院を退院直後の平成○年○月○日からリハビリを開始した事実が裏付けられている。

カ ○○病院に、平成○年○月○日から平成○年○月○日迄行動制限付きの医療保護入院を無理矢理させられた関係から、○○市保健所が毎年行っている「○○」で前立腺癌のPSA検査が、自由に出来ず、早期に前立腺癌の発見治療が出来なかった。

以上の客観的証拠で、医療保護入院を名目にした逮捕監禁により、要介護4の認定が裏付けられる○○クリニック○○医師診断書等で、逮捕監禁と傷害の間に確実に行為と結果の相当因果関係（判例上）が認められ逮捕監禁致傷罪は成立する。

### 3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 本件対象公文書

ア 平成○年及び平成○年の鹿児島県精神医療審査会委員名簿（以下「対象公文書1」という。）

イ 開示請求者に意見聴取をした委員名が分かる文書（以下「対象公文書2」という。）

#### (2) 一部開示決定の理由

ア 対象公文書1の「委員の氏名、所属」について

（ケ）条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当

当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

（イ）条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当

- a 公にすることにより、精神医療審査会が行う審査事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示である。
- b 開示が前提となれば、精神医療審査会において、委員からの率直な意見が得られにくくなり、審査事務の目的が達成できない、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがある。
- c 精神医療審査会の審査結果は、請求者の意図するものと違う場合もあり、委員の氏名及び所属が公にされると、委員への誹謗・中傷や不当な圧力が加えられ、委員の権利利益を不当に害するおそれがあることから、委員の自由な発言が差し控えられ、入院継続の適否等について、十分な審査が行われなくなることで、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 対象公文書2について

(ア) 条例第10条（存否応答拒否）に該当

- a 対象公文書2については、当該公文書の存否を答えること自体が条例第7条第1号の規定により不開示とされている特定の個人を識別することができる個人に関する情報を開示することとなるので、存否を答えることはできない。
- b 当該開示請求の内容は、特定の個人が鹿児島県精神医療審査会における意見聴取を受けたという事実を前提としたものであり、対象公文書2の存否を答えることにより、特定の個人が鹿児島県精神医療審査会における意見聴取を受けた事実の有無という個人に関する情報を開示することとなるので、対象公文書2の存否を明らかにしないで不開示とした。
- c 対象公文書2について開示又は不開示の回答をすると、開示請求者が精神科病院に医療保護入院をしていたか否かという特定個人の病歴に関する情報が公開されてしまうこととなり、対象公文書2の存否を答えること自体が、条例第7条第1号の規定により不開示とされている特定の個人を識別することができる情報を開示することとなるため、公文書の存否を明らかにしないで不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年7月24日	諮問を受けた。
8月31日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
9月4日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
平成28年5月20日	諮問の審議を行った。（実施機関から処分理由等を聴取）
8月24日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象公文書について

本件処分に係る対象公文書として実施機関が特定したのは、上記3(1)のとおりである。

上記3(2)のとおり、実施機関は対象公文書1の「委員の氏名、所属」を条例第7条第1号及び第6号に、対象公文書2を条例第10条に該当するとして一部開示としたとしている。

上記2(2)のとおり、異議申立人は本件処分の取消しを求めていることから、それぞれの不開示理由の妥当性について検討する。

イ 医療保護入院について

医療保護入院とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第33条第1項に基づく入院形態であり、精神保健指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であって、当該精神障害のために本人の同意に基づく入院が行われる状態にないと判定されたもの等について、家族等の同意があるときに、精神科病院の管理者が、本人の同意なくその者を入院させるものである。

ウ 退院及び処遇改善の請求について

精神科病院に入院中の者又はその家族等は、法第38条の4に基づき、都道府県知事に対し、当該入院中の者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じ、若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じることを求めることができる。

また、都道府県知事は、法第38条の4の退院及び処遇改善の請求を受けたときは、法第38条の5に基づき、当該請求に係る入院中の者について、その入院の必要があるかどうか、又はその処遇が適当であるかどうかに関し、精神医療審査会に審査を求めなければならないとされている。

エ 精神医療審査会について

精神医療審査会は、法第12条の規定により設置されている機関であり、その委員は、法第13条の規定により、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者、精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者及び法律に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命することとされ、法第14条の規定により、その指名する委員5人をもって構成する合議体で審査することが定められている。

また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第2条第1項の規定により、精神医療審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定めることとなっている。

退院及び処遇改善の請求の審査においては、法第38条の5第3項の規定により、当

該審査に係る請求者及び当該審査に係る入院中の者が入院している精神科病院の管理者又は代理人の意見を聴かなければならないとされており、同条第2項の規定により、その審査結果を知事に通知することとなっている。

オ 条例第7条第1号（個人に関する情報）該当性について

㌸ 条例第7条第1号

条例第7条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

また、同号ただし書においては、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当するものであつても、開示しなければならない旨規定している。

(イ) 対象公文書1の「会長氏名記載欄の項目名」の条例第7条第1号該当性

対象公文書1の不開示部分のうち、「会長氏名記載欄の項目名」については、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものとは認められないため、条例第7条第1号には該当しない。

カ 条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）該当性について

㌸ 条例第7条第6号

条例第7条第6号本文では、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。

(イ) 対象公文書1の条例第7条第6号該当性

a 対象公文書1の「委員の氏名、所属」（「会長氏名記載欄の項目名」を除く。）

対象公文書1は、鹿児島県精神医療審査会の委員名簿であり、全委員の氏名、所属（五十音順）、会長の氏名、各合議体に所属する委員の氏名及び予備委員の氏名が記載されている。

よって、対象公文書1は、条例第7条第6号の「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

退院及び処遇改善の請求に基づく審査においては、精神障害者の医療及び保護のため、本人の意思にかかわらず、入院の継続等が適当であるかの判断が行われることから、審査結果と本人の意図する結果に相違が生じる場合もある。

したがって、これらの情報を開示することにより、審査結果等に対する不満から、委員に対する不信感や誤解が生じ、批判や攻撃を行ったり、審査結果の真偽や詳細等を確かめるため、委員の業務に支障を及ぼすような行為が行われる可能性があるなど、今後の精神医療審査会に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

以上のことから、対象公文書1の「委員の氏名、所属」（「会長氏名記載欄の項目名」を除く。）について、条例第7条第6号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、対象公文書1の「委員の氏名、所属」（「会長氏名記載欄の項目名」を除く。）は、条例第7条第6号の不開示情報に該当すると認められるので、同条第1号該当性については判断するまでもない。

b 対象公文書1の「会長氏名記載欄の項目名」

上記4(2)エのとおり、施行令第2条第1項の規定により、精神医療審査会には会長を置くこととされており、「会長氏名記載欄の項目名」を開示したとしても、今後の精神医療審査会に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められないため、条例第7条第6号には該当しない。

キ 対象公文書2の存否を明らかにしないで不開示とすることの妥当性について

(ア) 条例第7条第1号該当性

条例第7条第1号については、4(2)オ(ア)のとおりである。

対象公文書2は、仮に存在するとすれば、特定の個人である異議申立人の退院及び処遇改善の請求に係る鹿児島県精神医療審査会の意見聴取に関して、意見聴取を行った委員名が分かる文書であり、特定の個人である異議申立人が退院及び処遇改善の請求を行い、鹿児島県精神医療審査会の意見聴取を受けたという特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第1号本文に該当すると認められる。

また、対象公文書2は、特定の個人の退院及び処遇改善の請求に係る鹿児島県精神医療審査会の意見聴取に係るものであり、同号ただし書のいずれにも該当しないものと認められる。

したがって、対象公文書2を条例第7条第1号に該当するものとした実施機関の判断は妥当である。

(イ) 条例第10条

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

これは、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は、公文書の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めるものである。

本条にいう「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る公文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された公文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。

(ウ) 処分の妥当性について

対象公文書2は、上記キ(ウ)で述べたとおり、特定の個人である異議申立人の退院及び処遇改善の請求に係る鹿児島県精神医療審査会の意見聴取に関して、意見聴取を行った委員名が分かる文書に対する開示請求であり、条例第7条第1号の個人に関する情報が識別されることから、対象公文書2の存否を答えることは、特定の個人が退院及び処遇改善の請求を行った事実の有無及び特定の個人が鹿児島県精神医療審査会の意見聴取を受けた事実の有無という条例第7条第1号の不開示情報を開示することになることから、実施機関が公文書の存否を明らかにしないで不開示としたことは妥当である。

ク その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。